

NIMS「データ駆動材料開発パートナーシップ」会員規約

2019年12月24日

(名称)

第1条 本会は、「データ駆動材料開発パートナーシップ」と称する。

(目的)

第2条 本会は、物質・材料研究機構（以下、「NIMS」という。）の統合型材料開発・情報基盤部門を中心とするデータ駆動材料開発に関する研究成果や取組み等を公開する事を通し、企業の研究開発に基礎的な観点から貢献するとともに、産業界とNIMSとの連携発展を目指す。

(活動内容)

第3条 本会の活動内容は、本会の目的に則して以下の内容とする。

- (1) データ駆動材料開発に関するNIMSの研究成果や取組み等の情報を提供する場として研究講演会を開催する。
- (2) NIMS主催のデータ駆動材料開発に関するセミナー等への会員の参加聴講を可能とする。
- (3) NIMSが保有するデータ駆動材料開発に資する素材等を会員に提供する。
- (4) NIMSのデータ駆動材料開発に関連するイベントの案内及び最新研究成果のニュース等を会員向けに発信する。
- (5) その他、本会の目的に沿った活動であり、事務局が活動内容として定めるもの

(事務局)

第4条 本会の事務局は、NIMSに設ける。

2 会員は、事務局への本会に関連する通知その他の連絡を、郵便若しくは電子メールにより次の宛先へ送付する、又は事務局が指定する方法により行う。

郵便番号 305-0044

茨城県つくば市並木一丁目1番地

国立研究開発法人物質・材料研究機構 統合型材料開発・情報基盤部門 運営統括室
データ駆動材料開発パートナーシップ事務局

電子メール MaDIS-partnership@ml.nims.go.jp

(入会申込手続、資格期間、年会費)

第5条 本会への新規入会申込手続は本項第1号及び第2号並びに第4項第1号及び第2号の手順を経て完了するものとし、本項第2号の入会受諾通知書に記載された日付を入会日とする。また、NIMSは、会員名を公表できるものとする。

- (1) 入会を希望する者は、事務局がNIMSの個人情報保護制度に則り適正な管理のもと個人情報を取り扱うことに合意し、別紙様式1-1又は1-2の「NIMSデータ駆動材料開発パートナーシップ入会申込書」を事務局に提出する。入会申込できる者は、以下のいずれかに該当す

る者とする。

イ. 会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）第 2 条第 1 号に定める会社（法人）

ロ. 大学・公的研究機関等に在籍する研究者（個人）

ハ. その他事務局が特に認めた者（法人又は個人）

- (2) 事務局は、入会申込者が前号のいずれかを満たしていることを確認した場合には、入会申込者に「NIMS データ駆動材料開発パートナーシップ入会受諾通知書」（別紙様式 2）にて入会申込を受諾したことを通知する。
- 2 前項の規定にかかわらず、事務局は次の各号に掲げる場合その他の理由により、入会申込を承諾しないことがある。この場合、事務局は入会申込者に承諾しない理由を連絡しない。
 - (1) 入会申込書に虚偽の内容があるとき。
 - (2) 入会申込者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者（以下、「反社会的勢力」という。）であるとき、又は反社会的勢力に自己の名義を利用させ、入会を申し込むとき。
 - (3) 事務局が不適切と判断したとき。
- 3 入会年度の会員の資格期間は、入会日が属する年度の末日までとする。
 - (1) 入会の翌年度以降の会員の資格期間は、一年ごとに自動更新することを原則とする。
 - (2) 会員が更新を希望しない場合には、会員資格終了日（3 月 31 日）の 1 か月前までに、事務局に「NIMS データ駆動材料開発パートナーシップ退会届」（別紙様式 3）を提出し、事務局が「NIMS データ駆動材料開発パートナーシップ退会届受理書」（別紙様式 4）にて当該会員に退会届の受理を通知することにより退会手続きを完了するものとする。
- 4 第 1 項第 1 号イ又はハに該当する法人の会員は、次の各号の手順に従って年会費を支払うものとする。年会費は 10 万円(税別)とする。
 - (1) NIMS は、該当する会員に対し新規入会手続き時及び会員資格更新時に請求書を発行・送付する。
 - (2) 前号により請求を受けた会員は、請求手続きに従い、NIMS が指定する銀行口座宛てに年会費を振り込むものとする。なお、振り込みに伴う諸費用については当該会員の負担とする。
 - (3) 年会費は、年度途中の入会・退会時期に関わらず 10 万円（税別）とし、会費については理由如何に関わらず、返還はしないものとする。
 - (4) NIMS は、第 2 号により請求を受けた会員が支払い期日を逸したときは、当該会員に対し、その支払期日の翌日から支払いが完了する日までの日数に応じ、支払い遅延金額に対し、年率 6%の割合で計算した遅延利息を請求できるものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、事務局は、本会の推進のために必要な場合には年会費の額について別に定めることができる。
- 6 会員は、第 1 項第 2 号で受諾された登録事項に変更が生じた場合は、原則変更後 30 日以内に、事務局宛てに「NIMS データ駆動材料開発パートナーシップ登録事項変更届」（別紙様式 5）により変更事項を届出なければならない。事務局は、変更内容を確認し、引き続き会員の要件を満たすことを確認した場合には、当該会員に「NIMS データ駆動材料開発パートナーシップ登録事項変更通知書」（別紙様式 6）にて変更を受諾したことを通知する。
- 7 事務局は、会員が本規約に違反し、10 日以上の間を定めて催告したにもかかわらず、違反状態が是正されない場合は、書面による通知をもってその会員の会員資格を取り消すことができる。

(本会の活動に参加して取得した情報の使用)

第 6 条 会員は、自己のためにのみ、本会の活動に参加して取得した情報を使用する。

- 2 会員は、本会の活動に参加して取得した情報を、無償又は有償を問わず、二次的利用のために使用しない。本規約において、「二次的利用」とは、以下の行為を含み、これに限られるものではない。
 - (1) 「データ駆動材料開発パートナーシップ」が会員に提供する情報又は「データ駆動材料開発パートナーシップ」から取得した情報を、法人の会員にあつては会員の所属組織以外の第三者に、個人の会員にあつては自己以外の第三者に提供する行為。
 - (2) 会員の所属組織以外（個人の会員にあつては会員本人以外）の第三者の依頼に基づき、情報提供や相談に対する回答等を「データ駆動材料開発パートナーシップ」に求める行為。
- 3 本条の規定は、会員が本会を退会した後又は本会が終了した後も有効に存続するものとする。

(秘密情報・知財の扱い)

- 第 7 条 本会の活動において会員は、秘密情報の開示及び受領を原則おこなわない。秘密情報を取り扱う必要が生じた場合には、その当事者間で別途秘密保持契約を締結する。
- 2 本会の活動では、会員は特許権等の知的財産を創製しない。

(活動期間)

第 8 条 本会の活動期間は、2020 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までとする。

- 2 前項の規定によらず、NIMS が適当と判断した場合には、活動期間を延長することができる。活動期間を延長する場合、NIMS は会員に対し活動終了日の 6 ヶ月前までにこれを通知するものとする。

(雑則)

第 9 条 本会の活動が困難になった場合には、対応策について会員と NIMS とで協議する。

- 2 第 5 条第 7 項の場合、NIMS に損害が生じたときは、当該会員は NIMS と誠意をもって協議し解決しなければならない。
- 3 本規約を変更する場合は、事務局が行い会員に周知する。入会の際には最新の規約をもって入会することを原則とする。
- 4 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

附 則 (2019 本施第 06826 号)

この規約は、2019 年 12 月 24 日から施行する。